

(証券コード 3818)

平成19年3月12日

株 主 各 位

東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
アルコタワー8階
バンクテック・ジャパン株式会社
代表取締役社長 三井所 清宏

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成19年3月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
目黒雅叙園 2階「夢扇」の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第4期(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第4期(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)計算書類承認の件
第2号議案 剰余金配当(第4期期末配当)の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役7名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件
第7号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.banctec.co.jp>) において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、原油価格の高止まりや金利の上昇傾向など先行き不透明な環境が続く中、好調な企業収益を背景とした民間設備投資の増加や個人消費の増加が見られ、緩やかな景気回復基調が続きました。

当社を取り巻く事業環境につきましても、企業の設備投資の増加傾向の中でやや遅れていた非製造業の設備投資が増加に転じ上昇傾向を辿るとともに、当社関連の製品に対する需要も全般に高水準で推移しました。すなわち、主要顧客である銀行業界においてのみならず、その他の金融関連企業のIT関連への投資の増加傾向や、いわゆるe-文書法（民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の利用に関する法律）や個人情報保護法が前年に施行されたことに伴い、ビジネス・プロセス改善のためにイメージ情報を利用しようとする動きが活発になってきています。一方で、イメージ情報活用に関する関心が高まるとともに、より高度な提案内容が要求される等、顧客のニーズにより的確に対応していくことが求められてきております。

このような状況のもと、当社はイメージ情報を活用し、企業の基幹業務に対してコンサルティングからシステム開発、さらにはメンテナンスまでの一貫したソリューションを提供できる強みを活かし、事業の強化に努めてまいりました。その結果、新規顧客の獲得も増え、また、近年需要が高まっているアウトソーシング（受託）業務にも注力したこと等により、当社設立以来初の売上高100億円超を達成いたしました。

一方、利益面におきましては、いくつかの大型プロジェクト案件に関して、進捗遅れやオフショア開発効率化の遅れ等に伴うコスト増や、大型アウトソーシング案件において、オペレーションの効率化が改善途上にあること等により売上総利益率が低下しました。販売費および一般管理費につきましては、ビジネス拡大傾向に備えるために先行的に営業等の人員の増加を図ったこと等により人件費等が増加いたしました。

上記の結果、当期の売上高は10,022百万円（前期比21.6%増）、営業利益は362百万円（前期比11.5%増）、経常利益は325百万円（前期比0.9%減）、当期純利益は211百万円（前期比2.2%減）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

i) イメージ情報ソリューション事業

当期のイメージ情報ソリューション事業におきましては、銀行の設備投資増加に伴うシステム納入が回復してきたこと、生命保険会社やクレジット・カード会社等において新規の案件や大型案件を獲得できたこと等により銀行、その他金融の分野が大きく増加しました。また、受託ビジネスにおいては、前年度受注した配当金支払い処理業務やコンビニエンス・ストアの公共料金収納代行精査に関わる業務が年間を通して寄与したこと等により、前期と比べて高い伸びを示しました。

その結果、当期のイメージ情報ソリューション事業の売上高は6,887百万円（前期比32.8%増）となりました。

ii) メンテナンスその他事業

イメージ情報ソリューション事業の売上の大きな伸びを背景に、納品後の当社製品に関する保守契約の締結を確実に行うことにより、メンテナンスその他事業の売上高は3,135百万円（前期比2.5%増）となりました。

各部門別の売上高は次のとおりとなっています。

（単位：千円）

区 分	第3期（平成17年12月期）		第4期（平成18年12月期）	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
イメージ情報ソリューション事業	5,185,035	62.9%	6,887,226	68.7%
メンテナンスその他事業	3,059,948	37.1%	3,135,085	31.3%
計	8,244,984	100.0%	10,022,311	100.0%

（注） 1. 数量につきましては、取扱品目が多岐にわたるため記載を省略しております。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、IT（情報技術）の急速な発展に伴う、通信ネットワークの効率化、コンピュータ・メモリのコスト低下など、情報インフラの改善に加え、平成17年に施行されたいわゆるe-文書法に代表される法制度の変更に伴い、電子化されたイメージ情報の利用拡大がもたらされ、ひいては当社の事業領域の拡大につながる事象が見られるようになっていきます。一方、関連する企業の、同市場の拡大に対する期待から、競争環境が強まる状況も見られます。このような状況の中、安定した収益の拡大を図るために、当社は以下のような課題に対処すべきと考えています。

① 事業領域の拡大による受注・売上の確保

当社の従来からの主要顧客である銀行業界では、統合・再編の動きが最終段階を駆け、情報技術に関する設備投資回復の兆しも顕著になってきました。このような動きについては、当社の従来からの強みを活かし、事業機会の確実な捕捉に努めてまいります。

また、公共関連の市場への取り組み、流通・運輸市場、保険・証券など金融関連市場への横展開と深耕に加え、e-文書法や、個人情報保護法、更には日本版SOX法（改正金融商品取引法）など新しい法制度によって創出される需要の取り込みなどに経営資源を投入し、受注額・売上高の拡大に努めてまいります。これらの課題に組織的に取り組むために、平成19年1月には営業推進本部を発足させるなど、マーケティングおよびセールスコンサルティング機能を一層強化してまいります。

更に、中期的な事業の成長を図るために、中国市場および韓国市場を新たな市場として捉え取り組みを進めています。この一環として、平成18年12月には北京に駐在員事務所を開設いたしました。

② アプリケーション・ソフトウェアの収益性向上

プロジェクト・マネジメント力の向上、共通ルーティンの活用、ツールの駆使ならびに外注先協会の選別・新規開拓などを通じて、アプリケーション・ソフトウェアの開発力を強化し、収益性の向上を推進いたします。

新規の外注先を開拓するにあたっては、コスト競争力の優れた中国企業の採用を開始しておりますが、これらオフショア開発を真にコスト低減につなげていくため、開発委託先企業との間で更なる情報技術の共有などを推進することに取り組んでまいります。

③ 受託ビジネスの拡大と受託体制の整備

企業のコスト意識の高まりを背景とするいわゆるビジネス・プロセス・アウトソーシングの飛躍的な拡大が見込まれる中、受託ビジネスの強化を図り、売上高および収益性の安定性を目指してまいります。

これら受託ビジネス拡大の要請に応えるためには、従来のシステム・インテグレーションのノウハウだけでなく、業務オペレーションを効率的に管理するノウハウや人材の確保など、受託体制の整備が必要になります。当社は、一昨年この目的のためにアウトソーシング部を新設しましたが、平成19年1月には同組織を本部組織に再編し、受託ビジネス推進に対し更なる体制の強化に努めてまいります。

④ 国産機器製品の拡大

国産高速スキャナ“イメージ・バリュー・シリーズ”の開発を推進し、同製品の売上高を拡大することにより、収益性の改善を図るとともに、顧客のニーズによりきめ細かく対応し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

⑤ メンテナンス収入の維持拡大

売上高の安定性を確保するためには、システム・インテグレーションを通じた機器やソフトウェアの販売だけでなく、メンテナンス収入の維持・拡大が必要です。この目的のために、新たな顧客情報管理（CRM）システムの強化等により、メンテナンス・オペレーションにおける更なる顧客満足度の向上に努めてまいります。

(3) 資金調達の状況

- ① 平成18年3月24日付で、当社従業員持株会を割当先とする第三者割当増資による新株式発行（1,000株）により、88,000千円（発行価格1株当たり88千円）の資金調達を行いました。
- ② 株式会社ジャスダック証券取引所への上場に伴い、平成18年10月4日付で、公募による新株式発行（発行株式総数5,000株）により、465,000千円の資金調達を行いました。

(4) 主要な借入先の状況

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株三菱東京UFJ銀行	680,000
株みずほ銀行	660,000
株三井住友銀行	590,000
株りそな銀行	170,000
第一生命保険(相)	50,000
計	2,150,000

(5) 設備投資の状況

当期におきましては、イメージ情報ソリューション事業における受託ビジネス拡大などに伴い617百万円の投資を行いました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第1期 (平成15年12月期)	第2期 (平成16年12月期)	第3期 (平成17年12月期)	第4期(当期) (平成18年12月期)
売 上 高 (千円)	7,483,173	8,284,056	8,244,984	10,022,311
経 常 利 益 (千円)	287,158	485,687	328,451	325,498
当 期 純 利 益 (千円)	116,902	292,394	216,407	211,594
1株当たり当期純利益 (円)	1,186.44	2,946.93	2,157.19	2,038.01
総 資 産 (千円)	7,205,423	6,904,382	5,900,548	6,228,330
純 資 産 (千円)	727,326	1,019,679	1,321,727	2,035,678

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 主要な事業内容

① イメージ情報ソリューション事業

顧客の業務処理（ビジネス・プロセス）の改善のため、文書（イメージ）と画像イメージなどの情報を処理するハードウェアとソフトウェア（ミドルウェア）を提供するとともに、それらを基盤として業務アプリケーション・ソフトウェアを開発することによりシステムとして顧客に提供します。

② メンテナンスその他事業

ハードウェアはもとより、ソフトウェア（ミドルウェア）・プロダクト、開発業務アプリケーション・ソフトウェアを含めたメンテナンス・サービスを定例的ならびに顧客の要望に応じて提供しております。また、ハードウェアの消耗部品や用品を提供しております。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 アルコタワー8階
大阪支店	大阪府大阪市中央区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
横浜P2Iセンター	神奈川県横浜市西区

(10) 従業員の状況

(平成18年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
329名	34名	37.82歳	6.75年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役、パート社員、契約社員および派遣社員は含んでおりません。

(11) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（平成18年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 382,880株
 (2) 発行済株式の総数 109,620株
 (3) 株主数 2,163名
 (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
ジャフコ・バイアウト一号投資事業有限責任組合	46,970株	42.85%
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド	15,891株	14.50%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社株式は、平成18年10月5日付で株式会社ジャスダック証券取引所に上場いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数
 11,654個（新株予約権1個につき1株）
- ② 目的となる株式の種類および数
 普通株式11,654株（新株予約権1個につき1株）
- ③ 取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使額）	行 使 期 間	株 式 数	保 有 者 数
取 締 役	第一回（50,000円）	自平成19年5月1日 至平成27年3月31日	990株	6名
	第二回（88,000円）	自平成20年4月1日 至平成28年2月29日	1,460株	6名
監 査 役	第二回（88,000円）	自平成20年4月1日 至平成28年2月29日	36株	1名

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

旧商法に基づいて交付された新株予約権の状況は次のとおりです。

平成18年3月28日開催の取締役会による第二回新株予約権

① 発行した新株予約権の数 8,000個

② 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 8,000株（新株予約権1個につき1株）

③ 新株予約権の行使価額 88,000円

④ 新株予約権の行使期間

平成20年4月1日から平成28年2月29日まで

⑤ 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の役員（監査役を含む）または使用人の地位にあることを要する。ただし、役員が任期満了により退任した場合ならびに使用人が会社都合により退職した場合はその日から6ヶ月間は行使できる。新株予約権の割当を受けたものが死亡した場合、新株予約権は相続人に承継されない。

⑥ 新株予約権の従業員への交付状況

従業員 300名 新株予約権の数 6,504個

なお、上記のうち14名が退職し、198個が権利を喪失しております。

(注) 上記（1）および（2）に記載の新株予約権は、職務執行の対価として交付したものではありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	三井所 清 宏	
取 締 役	高 山 保 夫	第二ソリューション・ビジネス本部長
取 締 役	齋 藤 喜代宣	システム本部長
取 締 役	鏑 木 清 忠	開発推進本部長
取 締 役	永 井 進	第一ソリューション・ビジネス本部長
取 締 役	吉 田 惠 一	管理本部長
取 締 役	櫻 井 秀 秋	
取 締 役	石 坂 泰 政	
監 査 役	望 月 克 己	
監 査 役	中 村 渡	公認会計士(中村公認会計士事務所)

- (注) 1. 取締役櫻井秀秋氏および取締役石坂泰政氏は、社外取締役であります。両氏の兼職の状況は下記(3)社外取締役にに関する事項に記載のとおりであります。
2. 監査役望月克己氏および監査役中村渡氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりです。
- | | | |
|-----|-------|-------------|
| 取締役 | 櫻井 秀秋 | 平成18年6月30日付 |
| 取締役 | 石坂 泰政 | 平成18年6月30日付 |
4. 監査役中村渡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取 締 役 (社外役員を除く)	6名	66,634千円	平成15年3月28日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額300,000千円、監査役分が年額50,000千円であります。
社 外 役 員	4名	8,400千円	
合 計	10名	75,034千円	

(注) 当社監査役は2名とも社外役員であります。

(3) 社外取締役に関する事項

- ① 取締役櫻井秀秋氏は、株式会社ジャフコの使用人であり、同社は当社の株主であるジャフコ・バイアウト一号投資事業有限責任組合の管理・運営を任されています。また、同氏は、日本マニュファクチャリングサービス株式会社 および らでいっしゅぼーや株式会社の社外取締役でありました。取締役石坂泰政氏は、ロータス・キャピタル・マネージメント社の特別顧問を務めており、同社は以前株主でありました、エルシーエフ インベストメント リミテッド社の管理・運営を行ってまいりました。また、同氏は、MBPジャパン株式会社の社外取締役であります。
- ② 取締役櫻井秀秋氏と取締役石坂泰政氏の両名は、平成18年6月30日に辞任するまでに、平成18年度中に開催された取締役会9回すべてに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べています。

(4) 社外監査役に関する事項

- ① 監査役中村渡氏は、株式会社アイシア、株式会社Eストアー、昭和薬品化工株式会社 および コロナール株式会社の社外監査役を兼務しています。
- ② 監査役望月克己氏は、平成18年度中に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役中村渡氏は同じく15回に出席しております。
- ③ 社外監査役を取締役会における発言状況につきましては、監査役中村渡氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、監査役望月克己氏は、常勤として監査にあたった立場から、それぞれ必要な発言を適宜行っております。
- ④ 監査役望月克己氏および監査役中村渡氏と当社との間には、平成18年6月27日付で会社法第427条第1項に基づき、責任限定契約を締結しています。両監査役とも、職務の遂行を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める金額を損害賠償の限度額としています。

5. 内部統制システムの構築に関する基本方針について

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業理念の一つにコンプライアンス（法令遵守）を掲げ、全役員および使用人への周知徹底を図る。
- ② 社長直轄組織としての内部監査部門は、各部門の業務が法令・定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査し、社長に報告する。
- ③ 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報規程に基づく内部通報制度を運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報および文書は、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体に適切に記録、保存、管理を実施する。なお、取締役および監査役は、いつでも当該情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務、プロジェクトの担当業務におけるリスクは、当該部門長が職務権限規程により付与された権限の範囲で職務を遂行し、その権限を越える場合は、稟議規程等に定めるところにより社長の許可を要することにより、事業の損失（リスク）を管理する。
- ② 会社の存続を危うくする災害、事故、火災等の不測事態、または会社の信用を著しく損ねる使用人の事件もしくは個人情報漏洩等の事件に対処するために危機管理規程を設け、この規程に基づき、非常時の連絡体制を敷くとともに、社長直轄の危機管理対策本部を設置し、迅速かつ的確に事件、事故に対処する。
- ③ 自社情報、顧客情報または個人情報の漏洩、毀損を予防すべくセキュリティ体制を確立する。そのために、プライバシーマークおよびISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得し、維持を図る。
- ④ 環境面については、環境マネジメントシステムISO14001を取得することによりリスク管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。かつ必要に応じて随時取締役会を開催することによって、重要事項の決定を迅速に行う。
- ② 当社は、執行役員制度を採用し、職務執行権限と責任を社内規程に従い執行役員へ委譲する。
- ③ 毎週月曜日に取締役および執行役員が集まり業務の遂行状況を報告し、問題点を共有するなど情報交換を行う。
- ④ 取締役会は今後3年間の中期経営計画を策定する。また、中期経営計画に基づき業績目標と年度予算を策定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に各本部への効率的な人的資源の配分を行う。
- ⑤ 年度予算を達成するために、目標管理を行い、毎月一回幹部会を開催し、予算の執行状況を報告し、課題を明らかにするとともにその対応策を協議する。

(5) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社と当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、関係会社規程を制定する。
- ② 当該子会社には主管部門を定め、関係会社が執行する業務の指導、教育および支援を行うほか、総務人事部は、当該子会社の業務全般を総括する。
- ③ 内部監査部門は、企業集団の監査の一環として子会社監査を実施し、その結果を社長に報告する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役が求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、評価、異動等の決定に当たっては事前に監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役および取締役会からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会および幹部会に出席するほか必要に応じて重要な会議に出席し、また役職者に対して業務報告を求めることができるほか重要な文書を閲覧することにより自ら必要な情報を収集する。
- ② 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務の執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- ③ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門からその報告を受ける。
- ④ 内部通報制度により、使用人から法令定款違反等の通報があり、総務人事部が調査のうえ、法令違反行為が行われていると事実確認した場合、取締役は是正措置とともにその事実を監査役に報告する。

(8) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を実施し、経営方針の確認、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題について相互認識を深める。
- ② 監査役は内部監査部門と連携を保ち、内部監査結果の報告を求め、必要に応じてこれを活用することができる。
- ③ 監査役は定期的に監査法人から会計監査の方法および監査結果についての報告を受け、緊密な連携と情報の交換を行う。

貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,978,982	流動負債	2,176,662
現金及び預金	714,884	買掛金	654,426
受取手形	420	短期借入金	625,000
売掛金	1,623,251	未払金	392,626
保守部品	227,735	未払消費税等	42,357
材料機器	72,366	未払費用	27,784
仕掛品	915,622	未払法人税等	113,324
前渡金	1,750	前受金	6,662
前払費用	188,808	前受保守料	145,471
繰延税金資産	215,233	預り金	29,379
その他	18,909	賞与引当金	133,742
固定資産	2,249,348	デリバティブ負債	5,886
有形固定資産	899,509	固定負債	2,015,989
建物	37,756	長期借入金	1,525,000
機械装置	46,669	退職給付引当金	366,339
工具器具備品	529,264	役員退職慰労引当金	119,168
賃貸営業資産	92,195	長期前受収益	5,481
建設仮勘定	193,623	負債合計	4,192,652
無形固定資産	95,627	純資産の部	
ソフトウェア	78,818	株主資本	2,035,257
商標権	524	資本金	719,000
その他	16,284	資本剰余金	646,320
投資その他の資産	1,254,211	資本準備金	646,320
投資有価証券	2,559	利益剰余金	669,936
関係会社株式	16,000	その他利益剰余金	669,936
長期前払費用	893,906	繰越利益剰余金	669,936
繰延税金資産	213,674	評価・換算差額等	420
差入保証金	128,071	その他有価証券評価差額金	420
資産合計	6,228,330	純資産合計	2,035,678
		負債及び純資産合計	6,228,330

損 益 計 算 書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,022,311
売 上 原 価		7,259,648
売 上 総 利 益		2,762,662
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,400,115
営 業 利 益		362,547
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	88	
業 務 受 託 料	4,800	
受 取 家 賃	4,568	
為 替 差 益	1,067	
デ リ バ テ ィ ブ 収 益	9,156	
雑 収 入	5,000	24,681
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,924	
融 資 手 数 料	3,299	
株 式 交 付 費	16,003	
雑 損 失	4,505	61,731
経 常 利 益		325,498
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,180	2,180
税 引 前 当 期 純 利 益		323,317
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	136,384	
法 人 税 等 調 整 額	△24,662	111,722
当 期 純 利 益		211,594

株主資本等変動計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資本準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
平成17年12月31日残高	442,500	369,820	508,801	1,321,122	605	1,321,727
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△50,460	△50,460		△50,460
新 株 の 発 行	276,500	276,500		553,000		553,000
当 期 純 利 益			211,594	211,594		211,594
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					△185	△185
事業年度中の変動額合計	276,500	276,500	161,134	714,134	△185	713,949
平成18年12月31日残高	719,000	646,320	669,936	2,035,257	420	2,035,678

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
その他有価証券・・・時価のあるもの
子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定)
子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準および評価方法
デリバティブ・・・・・・・・時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法
保守部品・・・・・・・・移動平均法による原価法
材料機器・・・・・・・・移動平均法による原価法
仕掛品・・・・・・・・個別法による原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・・・・・・定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物・・・・・・・・6～15年
機械装置・・・・・・・・4～6年
工具器具備品・・・・・・・・4～6年
賃貸営業資産・・・・・・・・5～6年
無形固定資産・・・・・・・・定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自社利用のソフトウェア・・・5年（社内における見込利用可能期間）
営業権・・・・・・・・5年
商標権・・・・・・・・10年
長期前払費用・・・・・・・・定額法を採用しております。
なお、主な償却期間は5年または10年であります。
- (5) 繰延資産の処理方法
株式交付費・・・・・・・・支出時に全額費用として処理しております。
- (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場による円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
- (7) 引当金の計上基準
賞与引当金・・・・・・・・従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌期の賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度移行時の自己都合要支給額に基づく退職給付債務に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金・役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給見込額を計上しております。

(8) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を適用しております。

② ヘッジ対象とヘッジ手段

ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件に該当するため、有効性の評価を省略しております。

(10) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(11) 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,035,678千円であります。

なお、会社計算規則の施行により、当期における「純資産の部」については、会社計算規則により作成しております。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)

当期から、改正後の「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成17年12月27日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(損益計算書)

前期まで営業外費用の「新株発行費」として表示していた新株の発行に係る費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)の適用により、当期から「株式交付費」として表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	597,241千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	21千円
関係会社に対する短期金銭債務	22,761千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	仕入高	126,159千円
	営業取引以外の取引高	9,368千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の総数 109,620株
- (2) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成18年3月28日開催の第3期定時株主総会において、次のとおり決議されました。

株式の種類	普通株式
	A種株式
	B種株式
配当の総額	普通株式 49,510千円
	A種株式 500千円
	B種株式 450千円
	<hr/> 50,460千円

1株当たり配当金 500円

基準日 平成17年12月31日

効力発生日 平成18年3月29日

- (3) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成19年3月29日開催の第4期定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当の総額	54,810千円
1株当たり配当金	500円
基準日	平成18年12月31日
効力発生日	平成19年3月30日

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産	(単位:千円)
退職給付引当金	149,064
棚卸資産	109,007
賞与引当金	54,420
役員退職慰労引当金	48,490
未払金及び未払費用	39,858
研究開発費	13,815
未払事業税	11,948
その他	3,104
繰延税金資産合計	429,706
評価性引当額	△510
繰延税金資産合計	429,196
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△289
繰延税金負債合計	△289
繰延税金資産合計	428,907

(注) 当期末における繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産「繰延税金資産」	215,233
固定資産「繰延税金資産」	213,674

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3
税額控除	△9.2
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5

(リース取引に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース物件の取得価額相当額

	工 具 器 具 備 品	ソ フ ト ウ ェ ア	合 計
取得価額相当額	29,500千円	90,589千円	120,090千円
減価償却累計額相当額	17,642千円	58,179千円	75,822千円
期末残高相当額	11,858千円	32,409千円	44,268千円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	23,588千円
1年超	23,523千円
合計	47,112千円

③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	55,227千円
減 価 償 却 費 相 当 額	52,436千円
支 払 利 息 相 当 額	1,857千円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

① リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高

	賃 貸 営 業 資 産
取 得 価 額	141,024千円
減 価 償 却 累 計 額	48,829千円
期 末 残 高	92,195千円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	36,926千円
1年超	66,724千円
合計	103,651千円

③ 受取リース料および減価償却費

受 取 リ ー ス 料	34,027千円
減 価 償 却 費	23,781千円

(退職給付に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

- ① 退職一時金制度
- ② 従業員の選択制による退職前払制度又は確定拠出年金制度

(2) 退職給付債務およびその内訳

(単位：千円)

退職給付債務	△366,339
退職給付引当金	△366,339

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用の内訳

退職一時金制度移行時の自己都合要支給額に基づいて退職給付債務を計上しているため、退職給付費用は発生しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 18,570円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2,038円01銭 |

重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

監査役の監査報告

監査報告書

私たち監査役は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、任意の監査役連絡会が定めた監査の基準に準拠した監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- 二 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- 三 株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び定款に適合し、かつ、会社の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- 四 計算書類附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は、認められません。

平成19年2月16日

バンクテック・ジャパン株式会社

常勤監査役 望 月 克 己 ㊞

監 査 役 中 村 渡 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第4期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類承認の件

議案の内容につきましては、前記提供書面（15頁から23頁まで）に記載のとおりであります。

第2号議案 剰余金配当（第4期期末配当）の件

当社は、株主価値の最大化の観点から、経営基盤の充実と今後の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しながら、利益の一部を配当してまいります。この方針に基づき、当期末の配当金は、1株につき500円、総額54,810千円とさせていただきたいと存じます。この配当金額合計は、当社の第4期当期純利益の25.9%に相当します。なお、期末配当の効力発生日（期末配当金の支払開始日）は平成19年3月30日であります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 効果的かつ経済的な情報開示方法である電子公告を採用するため、第4条を変更しようとするものであります。
- (2) 当社は、平成18年8月31日付で、取得条項付株式であるB種株式900株を全株取得し、引き換えに普通株式3,600株を交付しました。取得したB種株式は同日付で全て消却いたしました。これにより、B種株式の発行済株式はなくなったため、定款第3章の規定（現行定款第3章第11条より第13条まで）が不要になり削除するものであります。また、併せて第5条の発行可能株式総数を変更するものであります。
- (3) 当社は、昨年10月の株式上場に伴い、資本金の額が5億円以上となったことにより、会社法第328条第1項の規定に従い、大会社として新たに監査役会および会計監査人を設置するため現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。
 - ① 変更案第24条、第28条および第29条は、機関として監査役会を設置する旨を定めるとともに、常勤監査役および監査役会に関する規定を定めるため新設するものであります。
 - ② 変更案第6章（第31条から第34条まで）は、機関として会計監査人を設置する旨を規定するとともに、会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- (4) その他条数の変更等の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第4条 (公告の方法) 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u> 、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>382,880株とする。このうち、普通株式は381,980株及びB種株式は900株とする。</u>	第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>381,980株</u> とする。
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
第 3 章 B 種 株 式	(削除)
<u>第11条 (議決権)</u> <u>B種株主は、株主総会において議決権を有しない。</u>	(削除)
<u>第12条 (転換予約権)</u> <u>1. B種株主は、普通株式への転換を請求することができる転換予約権を有する。</u> <u>2. B種株式一株当たりの発行価額及び転換価額は、当初5万円とする。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. B種株式1株の転換により発行する当社の普通株式の株式数（以下「<u>転換比率</u>」という。）は、次のとおりとする。かかる転換の請求によりB種株主に対して発行される普通株式の数につき一株未満の端数が発生した場合はこれを四捨五入する。</p> $\text{転換比率} = \frac{\text{B種株式一株当たりの発行価額}}{\text{転換価額}}$ <p>第13条（強制転換条項）</p> <p>1. B種株式の最初の発行日以降、転換予約権の行使がなされていない場合において、下記の各号に規定するいずれかの事由が発生した場合、当該事由が発生した日から3ヶ月以内において取締役会が定める日をもって、発行済みのB種株式の全部を普通株式に一斉かつ強制的に転換する。</p> <p>(ア) 当社が普通株式を東京証券取引所、ジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場されることが決定した場合</p> <p>(イ) 当社を消滅会社とする合併契約書承認の議案が株主総会で可決された場合</p> <p>(ウ) 当社の発行済み普通株式の過半数が譲渡された場合</p> <p>(エ) 当社を完全子会社とする株式交換契約書又は株式移転契約書承認の議案が株主総会で可決された場合</p> <p>(オ) B種株式の発行日から1年を経過した場合であり、取締役会にて転換が決議された場合</p> <p>(カ) B種株式の発行日から5年を経過した場合</p>	<p>〈削除〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. B種株式の最初の発行日以降、前項(ア)ないし(オ)の事由が生ずる前に、特定のB種株主につき下記の各号に規定するいずれかの事由が発生した場合、当該事由が発生した日から3ヶ月以内において取締役会が定める日をもって、当該B種株主の有するB種株式の全部を普通株式に強制的に転換する。</p> <p>(ア) 事由の如何を問わずB種株主が当会社の役員又は従業員の地位を喪失した場合</p> <p>(イ) B種株式の一部又は全部が当初割当てたB種株主から譲渡され、相続が生じ又は質権の行使がなされたとき</p> <p>3. 転換比率は、B種株式1株につき普通株式1株とする。但し、上記1. (ア)ないし(オ)の各場合において、B種株式発行要領で規定する実現価格(以下「実現価格」という)が基準価格を超える場合、次の算式を用いて普通株式への転換比率を決定する。但し、実現価格が基準価格の2倍を超える場合の転換比率は4株とする。また転換比率は1株を下回らないこととする。なお、転換比率の計算の結果、小数点第2位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。</p> $\text{転換比率} = 1 + \frac{(\text{実現価格} - \text{基準価格})}{\text{基準価格}} \times \frac{3}{50,000}$	
<p style="text-align: center;">第4章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第26条 〈条文省略〉</p> <p>第6章 監査役</p> <p>第27条（監査役の設置） 当社は、監査役を置く。</p> <p>第28条～第30条 〈条文省略〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>第31条 〈条文省略〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第23条 〈現行どおり〉</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条（監査役及び監査役会の設置） 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第25条～第27条 〈現行どおり〉</p> <p>第28条（常勤監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>第29条（監査役会） 1. 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>第30条 〈現行どおり〉</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第31条（会計監査人の設置） 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第32条（選任方法） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第33条（任期）</p>
<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>1. <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 取締役及び監査役の責任免除</p>	<p>第34条（報酬等）</p> <p><u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 取締役及び監査役の責任免除</p>
<p>第32条 〈条文省略〉</p>	<p>第35条 〈現行どおり〉</p>
<p style="text-align: center;">第8章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計 算</p>
<p>第33条～第35条 〈条文省略〉</p>	<p>第36条～第38条 〈現行どおり〉</p>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため取締役を1名増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	三井所 清 宏 (昭和19年1月3日生)	昭和41年 高千穂交易㈱入社 昭和47年 ㈱シー・エス・シー入社 昭和51年 レコグニション・エクイブメント (ジャパン)・インコーポレイ テッド (REJ:現バンクテック・ ジャパン)入社 平成8年 当社代表取締役社長(現任)	1,520株
2	高 山 保 夫 (昭和23年11月21日生)	昭和47年 高千穂交易㈱入社 昭和51年 REJ入社 平成10年 当社取締役ソリューション・ビジ ネス本部ゼネラルマネージャー 平成18年 当社取締役第二ソリューション・ ビジネス本部長(現任)	760株
3	齋 藤 喜代宣 (昭和22年1月9日生)	昭和44年 高千穂交易㈱入社 昭和52年 REJ入社 平成10年 当社取締役システム本部長(現任)	760株
4	鐺 木 清 忠 (昭和23年3月15日生)	昭和45年 高千穂交易㈱入社 昭和48年 REJ入社 平成10年 当社取締役開発推進本部長(現任)	760株
5	永 井 進 (昭和25年1月13日生)	昭和48年 ㈱シー・エス・シー入社 昭和51年 REJ入社 平成16年 当社取締役ソリューション・ビジ ネス本部副本部長 平成18年 当社取締役第一ソリューション・ ビジネス本部長(現任)	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
6	吉田 恵一 (昭和29年8月26日生)	昭和52年 日本電気(株)入社 平成14年 NECエレクトロニクス(株)財務本 部財務部長 平成16年 当社管理本部ゼネラルマネー ジャー 平成17年 当社取締役管理本部長(現任)	400株
7	野田 武彦 (昭和19年2月25日生)	昭和41年 三菱商事(株)入社 平成4年 同社鋼材貿易第二部長 平成7年 米国三菱商事(株) ロサンジェルス支店長 平成12年 (株)パソナ入社 平成14年 同社執行役員 平成18年 (株)ノダ・コンサルティング代表取 締役(現任) (株)アイテック特別顧問(現任) (株)シグマスタッフ特別顧問(現 任) メレテック・リミテッド 日本代表(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 野田武彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、三菱商事(株)の鉄鋼部門で長く活躍された後、(株)パソナを経て上記略歴のとおり数社の顧問および代表をされており、国内外における経験および会社経営者を通じての経験によって企業経営についての十分な見識を有しておられることから、当社にとって社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

3. 取締役候補者である野田武彦氏と当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であり、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの責任限度額は、定款の定めにより会社法第425条第1項にて規定する額を限度とする所存であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役中村渡氏は、任期満了となります。

また、当社は、本株主総会の終結の時をもって、会社法第328条第1項の規定により監査役会設置会社の適用を受けるため、監査役を1名増員する必要がある合わせて2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	中村 渡 (昭和41年4月25日生)	平成3年 アーサーアンダーセン会計事務所 (現あずさ監査法人) 入所 平成12年 中村公認会計士事務所所長(現任) 平成15年 当社監査役(現任)	—
2	早川 篤志 (昭和46年6月30日生)	平成11年 弁護士登録、マックス法律事務所 入所 平成17年 森・濱田松本法律事務所入所 平成19年 川島法律事務所入所(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 上記候補者は、いずれも社外監査役候補者であります。中村渡氏は、当社の社外監査役に就任してから4年になります。中村渡氏は、公認会計士であり会計の知見と知識を有しておられること、早川篤志氏は、弁護士として会社法および著作権法において著書も多数あり、当社の事業領域であるIT事業に知識が豊富であることから、当社の経営体制をより一層充実していただけるものと判断しております。

3. 両候補者と当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であり、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの責任限度額は、定款の定めにより会社法第425条第1項に規定する額を限度とする所存であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
野澤 晃 (昭和13年1月8日生)	昭和36年 高千穂交易(株)入社 昭和52年 日本アイテック(株) (現(株)シー・エル・シー)入社 平成4年 (株)シー・エル・シー常務取締役総務部長 平成11年 ユービック日本(株)入社 平成14年 経営コンサルタント(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社は、コンサルタント契約を締結しております。
2. 野澤晃氏は、社外監査役の要件を満たしております。同氏は、IT企業における経営および管理の経験を持っておられることから当社の経営監視体制をより一層充実していただけるものと判断しております。
3. 候補者と当社は、候補者が監査役に就任した際は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であり、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの責任限度額は、定款の定めにより会社法第425条第1項に規定する額を限度とする所存であります。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社は、本株主総会の終結の時をもって、会社法第328条第1項の規定により会計監査人の監査適用会社となるため、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成18年9月末現在)

名称	監査法人トーマツ		
事務所	主たる事務所	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル	
	その他の事務所	国内28ヶ所	
	海外事務所	デロイト トウシュ トーマツに駐在員派遣 約40カ国	
沿革	昭和43年5月 平成2年2月	等松・青木監査法人設立 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所である デロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加	
概要	監査関与会社	3,717社	
	出資金	1,584百万円	
	社員数	公認会計士 429名	
	参与	22名	
	職員数	公認会計士	1,362名
		会計士補	1,126名
		その他専門職	481名
		事務職	326名
	合計	3,746名	

以 上